

一般社団法人 日本光学会 光設計研究グループ規則

1. 名称  
日本光学会 光設計研究グループ  
Optics Design Group(The Optical Society of Japan)
2. 目的  
研究会その他の活動を通じて光学設計およびその周辺の研究者の情報交換をはかり、光学設計分野の研究推進に寄与することを目的とする。
3. 活動内容
  - 1) 研究会開催
  - 2) 学術講演会発表支援
  - 3) 国際会議開催および開催支援
  - 4) 講習会（セミナー）
  - 5) 機関誌発行
  - 6) その他前項の目的に即した活動※事業年度は毎年1月1日からの1年間とする。
4. 会員と会費
  - 1) 個人会員：本研究グループの目的に賛同する日本光学会個人会員  
年会費 2,000円
  - 2) 特別会員：本研究グループ機関誌の購読を主とする図書室等の法人会員  
年会費 20,000円
  - 3) 賛助会員：本研究グループの活動を助成する法人会員  
年会費 30,000円
  - 4) 在外会員：本研究グループの目的に賛同する日本国外在住の個人  
会費 10,000円／5年※会費は原則として前年度12月末までに前納とする。
5. 役員
  - 1) 代表：本研究グループの活動すべてを統括し、グループを代表する。  
原則として運営委員長を兼務する。
  - 2) 運営委員長：本研究グループの運営主体である運営委員会を統括する。
  - 3) 運営委員：運営委員会を構成し、本研究グループの活動方針を定め、活動を遂行する。
  - 4) アドバイザー：本研究グループの活動に対して助言を与える。  
役員の任期は基本2年間とし、再任を妨げない。アドバイザー以外の役員は本研究グループ会員を条件とする。
6. 実行委員
  - 1) 実行委員長：研究会や各種事業毎に設けられる実行委員会を統括し、実行委員会を代表する。原則として運営委員があたる。
  - 2) 実行委員：実行委員会を構成し、当該事業を実行する。本研究グループ会員を問わない。  
※実行委員の任期は当該事業の企画・実行に必要な期間とする。

付則 この規則は2015年1月1日より実施する。